

選択科目は何を選べばいい？～選択科目の選び方

武山茂樹 LEC 専任講師

1 選択科目の重要性

- ・ 論文試験 800 満点中の 100 点（2 問で 1 科目分）
- ・ 1 番最初に受ける科目が選択科目（ここで確実に得点できると、後の科目にも心理的に好影響）
- ・ 知っていることを「読み手に伝わるように」書けばよい、という素直な問題が多いので、いったん得意科目にすれば安定的に得点できる
- ・ 3 時間で 2 問（答案用紙は 1 問あたり 4 枚＝必須科目の半分）を書き上げるので、事前準備をしていないと対応できない

2 選択する際に考慮すべきポイント

- ① 将来、弁護士となったとき（組織内、も含む）に依頼につながるか
- ② 受験生が多いか（多い方が参考書・対策本等が充実している）
- ③ 科目の客観的性質として勉強しやすいか（範囲が広すぎないか）
- ④ 自分にとって勉強しやすい科目か（暗記系、論理系、現場思考系など特性が分かれる）
- ⑤ 選択科目で得点を稼ぐのか、それとも、最低限守ればよいのか



0 001221 167596

LU16759

3 受験者数データ

	平成 27 年	平成 26 年
倒産法	1,707 人 (19.06%)	1,864 人 (20.35%)
租税法	623 人 (6.96%)	637 人 (6.95%)
経済法	996 人 (11.12%)	978 人 (10.68%)
知的財産法	1,193 人 (13.32%)	1,141 人 (12.46%)
労働法	2,614 人 (29.18%)	2,829 人 (30.89%)
環境法	584 人 (6.52%)	552 人 (6.03%)
国際関係法 (公法系)	137 人 (1.53%)	123 人 (1.34%)
国際関係法 (私法系)	1,103 人 (12.31%)	1,035 人 (11.30%)
合計	8,957 人	9,159 人

4 各科目の特色

労働法
<p>選択者数 A 実務活用度 A 教材量 A 勉強量多</p> <p>受験生の 3 割が選択。最もメジャーな選択科目！！</p>
<p>学習内容は、個別的労働関係法（労働基準法、労働契約法）及び集团的労働関係法（労働組合法）に大別され、それぞれから、1 問ずつ出題されています。労働契約の場面では民法の知識が必須となり、憲法、行政法とも関わるものであるため、得意科目が民法、憲法、行政法であるというような方には最適な選択科目といえます。</p> <p>実務では、労働法は、知らないといけない特殊な法令ですし、街弁をやるにしても（労働者側）、ビジネス法務をやるにしても（企業側）必須な知識といえます。</p> <p>試験の問題のレベルは比較的高めです。基本書及び百選掲載判例は理解しておく必要があります。勉強量は他科目より多いとよく言われます。</p> <p>ただ、労働契約法が制定され、判例法理の一部が法律に取り込まれましたので、負担は若干減りました。</p> <p>選択者は司法試験全受験生の 29.18%（平成 27 年）と選択科目の中で一番多く、また、公務員試験の試験科目ではありますし、旧司法試験においても出題科目とされていたこともあり、教材等は豊富にあり学習のしやすさはトップクラスといえるでしょう。</p>

倒産法
選択者数 A 実務活用度 A 教材量 A 勉強量多
民法、民訴の知識を活かせる実務でも重要な科目
<p>本試験では、破産法、民事再生法それぞれの分野から出題されています。両法ともにボリュームがあるため、受験生の中で上位につけるためには、ある程度の勉強量が要求されますが、両法ともに類似した構造となっているため、対比しつつ勉強していくことで学習の効率化が図れます。また、民法、民訴法といった民事系科目との関連性が非常に高く、こうした科目が得意な人にとっては学習しやすい科目といえます。</p> <p>実務上の重要度ですが、労働法と並んでツートップです。街弁では個人の破産が、ビジネス法務では企業の破産を取り扱います。また、契約書にも相手方または自分が破産した場合の処理条項を入れることもあります。弁護士としては必須の知識といえます。</p> <p>試験問題のレベルは比較的高めです。しかし、基本書、演習書も豊富に出版されていることから、独習しやすい科目でもあります。また、労働法に次いで、司法試験全受験生の19.06%（平成27年）が選択しており、受験仲間も多く得られる科目といえます。</p> <p>破産件数の多さからも読み取れるように、実務におけるニーズの高さもこの分野の魅力の一つといえるでしょう。</p>

知的財産法
選択者数 B 実務活用度 B+ 教材量 B 勉強量多
企業から求められる人材に！需要の高い選択科目
<p>本試験では、特許法及び著作権法から、それぞれ1問ずつ出題されています。</p> <p>基本書及び主要な判例はひと通り理解する必要があります。さらに、法改正が比較的頻繁にある分野なので、条文の内容を十分に理解する必要があります。</p> <p>実務では、知財を扱う事務所では必須でしょう。また、特許などを扱わない事務所でも、インターネットが発達した現代では、突然著作権の相談が来ることがあります。司法試験の範囲外ではありますが、商標の相談なども多いです。</p> <p>試験の難易度は比較的高めですが、これは、意識の高い受験生や知的財産権に関する経験のある受験生が比較的多いことも影響していると思われる。平成27年の司法試験では13.32%の方が選択し、3番目に受験者が多い科目です。教材は近年豊富に出されており、独習も可能な環境が整ってきています。また、知的財産法について理解がある弁護士をを求める企業のニーズが高いことから、企業法務を目指す人にも人気の科目です。</p> <p>プリンターインクタンクのリサイクルや、音楽・映像のネット配信など、知的財産法に関する事件はニュース等でも目にすることが多いので、飽きることなく学習を続けることができる分野でもあります。</p>

経済法
選択者数B 実務活用度B 教材量B 勉強量少
刑法が得意な人におすすめ
<p>独占禁止法がメインとなり、その他の関連法律も一応経済法に含まれますが、ほとんど問題とはなりません。</p> <p>経済法は、司法試験開始当初はあまり選択者が多くはありませんでしたが、現在は4番手に位置するようになりました（平成27年は11.12%）。</p> <p>実務上は、独禁法を取り扱うような大きな法律事務所や、検察特捜部以外はそれほど需要はないでしょう。ただし、小さな町工場が実は製品シェア70%を占めていたりしますし、街弁をしてもたまたまに出会う法律ではあります。また、司法試験の範囲外ではありますが、下請法まで学習すると、重要度がとたんに増してきます。</p> <p>独占禁止法は、刑法に類似しています。構成要件とほぼ同義である行為要件及び効果要件の定義を示し、その要件に問題文の事実をあてはめていく、というのが基本的な答案スタイルとなります。そのため、刑法が得意な方にはおすすめです。また、体系的にすっきりしているので、理解がしやすい科目であるといえると思います。</p> <p>他の科目と異なり、教材が豊富とはいえませんが、教材は基本書と判例百選、ケースブックで対応可能です。</p>

租税法
選択者数B 実務活用度A 教材量B 勉強量並
税法の分かる法曹という付加価値！
<p>出題は主に所得税法と、それに関係する限度で法人税法及び国税通則法から2問出題されます。覚える事項は比較的少なく、租税法律主義の観点から条文が存在しない問題はほとんどありません。学説上の争いも少なく、判例を正確に理解すれば、十分合格答案を作成できるという特徴があります。なお、簿記や会計の知識が必要とされる部分は出題範囲外です。</p> <p>実務上は極めて重要です。企業の法律上の関心事は、労働と税務に集約されるといっても過言ではありません。ただし、司法試験で学ぶ税法は、税法全体のほんの一部だと思ってください。</p> <p>また、税に関する法律という性質上、法改正が頻繁にされるという特徴があります。しかし、試験で出題される部分には概ね影響はなく、拒否反応を示す必要はないでしょう。</p> <p>租税の影響を受けない人はいないので、実務では必ず役に立つ上、租税について理解の深い法曹は数が多くなく、付加価値を持った法曹として活躍したい人にはよい選択科目といえます。</p>

環境法
選択者数C 実務活用度C 教材量B 勉強量並
近時関心が高まっている選択科目！最も学習しやすいとの評判も
<p>環境法は、受験生にとって馴染みが薄く、敬遠されがちな科目の一つですが、その実、民法の不法行為分野、行政法との関係が密接で、非常に学習しやすい科目となっています。</p> <p>実務上は、環境訴訟をやらない限りは使わないでしょう。ただし、大部分が行政法と民法の不法行為なので、その意味においては、活用されます。</p> <p>出題範囲は、大きく環境訴訟と環境法政策の分野に大別され、環境訴訟については訴訟類型の選択、個別法の解釈といった行政法の理解がそのまま活かせる分野となっています。環境法政策については、『環境法ケースブック』などの教材や、試験委員の出版物をおさえておくことで十分対応が可能です。環境法政策は、得意な方は問題文を読むだけで現場思考できますし、そうでない方も基本書を読んである程度コツをつかめば困難はないでしょう。</p> <p>環境法は、学習用の教材が少ないことも手伝って、学習方針に迷うことが少ないというメリットがあります。また、受験生が少ないこともあり、しっかりと学習すれば上位に食い込みやすい点も大きな魅力といえるでしょう。</p>

国際関係法（私法系）
選択者数B+ 実務活用度B 教材量B 勉強量並
グローバルな場で活躍する法曹を目指す人に！
<p>知的財産法同様、将来の法曹像として渉外事務所を見据えている方や国際的な取引を行う企業の法務部へ勤務するというビジョンを持った方が多い科目です。近年、受験者数が増えている科目です。</p> <p>実務上は意外と重要度が高いです。渉外取引を扱う事務所は必須です。また、近年国際結婚が増えてますので、街弁をやるにせよ、使う機会はある法律です。</p> <p>国際私法、国際民事訴訟法、国際取引法の分野に分かれ、出題内容としては、第1問が家族法関係、第2問が財産法関係からの出題というパターンが確立されてきました。国際民事訴訟法もそれに付随して聞かれます。</p> <p>事例演習の教材は少ないですが基本書は比較的豊富にあります。また、試験範囲は広いのですが、出題される分野はほぼ決まっていますので、覚えるべき知識の量が他の科目と比較して少ないといえます。従って、総合的にみて、学習しやすい科目といえます。</p> <p>民法、民事訴訟法が得意な方は格好の選択科目です。</p>

国際関係法（公法系）
選択者数C 実務活用度C 教材量B 勉強量並
受験者数が少なく、競争率は低い科目！得意とすれば上位を狙える
<p>条約や国際判例（ICJ判決、勧告的意見、仲裁裁判判決等）の解釈が学習の中心となります。</p> <p>実務上は、国連職員や外務省職員になったり、弁護士会の国際部などで国連絡みの仕事をしない限り、使う機会はないでしょう。普通の弁護士は、難民認定申請で多少触れる機会があるか否かです。</p> <p>出題分野は、国際法の法源（条約・国際慣習法）、国際法の主体（国家・国際組織・個人）、国家責任、管轄（海洋・空・宇宙）、環境・経済・人権、紛争解決（国連安保理、PKO、自衛権、ICJ判決）等多岐にわたります。</p> <p>統一的な立法機関がない点やICJ（国際司法裁判所）に強制管轄権がない点などが、一般の国内法令と異なる大きな特徴といえます。予備校本などがほとんどないので、基本書や判例集で学習することになりますが、国際政治や国際情勢などに興味のある方には比較的入りやすい科目といえます。受験人数が最も少ない（平成27年で全受験生の1.53%）ので、高得点をとればかなり有利になる可能性もあります。</p>



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

©2016 TOKYO LEGAL MIND K.K., Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。